

小浜市営公園および小浜市営体育施設指定管理者募集要項

1 募集目的

公の施設の管理運営にあたっては、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、市長が指定した法人その他の団体（以下、「指定管理者」という）に管理運営を行わせることができる。

今回、小浜市営公園および小浜市営体育施設の設置目的をより効果的・効率的に達成するため、小浜市公の施設の指定管理者の指定の手続きに関する条例（平成17年小浜市条例第28号）、小浜市営公園の設置および管理に関する条例（平成12年小浜市条例第35号）および小浜市営体育施設の設置および管理条例（昭和43年小浜市条例第6号）に基づき、指定管理者を募集する。

2 対象施設（31施設）

（1）市営公園（25公園）

区分	名称名	所在地
都市公園	中央公園	小浜市大手町12号1番
	東公園	小浜市四谷町20号31・32番
	四谷公園	小浜市四谷町20号3番
	千種公園	小浜市千種二丁目16号73番
	南公園	小浜市水取三丁目500番
	湊公園	小浜市水取四丁目600番
	北公園	小浜市水取二丁目600番
	遠敷第一公園	小浜市遠敷十丁目704番
	遠敷第二公園	小浜市遠敷八丁目202番
	遠敷第三公園	小浜市遠敷六丁目502番1
	遠敷第四公園	小浜市遠敷一丁目301番他
	遠敷第五公園	小浜市遠敷三丁目304番
	小浜公園	小浜市小浜香取81号1番
	青井第一公園	小浜市青井2号58番
	西部児童公園	小浜市小浜白鳥25番
	青井第二公園	小浜市青井19号34番
	三の堀公園	小浜市小浜清滝100番
	台場浜公園	小浜市川崎二丁目7番1他
	南川第一公園	小浜市南川町18番
	南川第二公園	小浜市南川町125番

その他の公園	松ヶ崎公園	小浜市松ヶ崎二丁目201番
	内浜田公園	小浜市松ヶ崎二丁目805番
	小浜海浜小公園	小浜市小浜香取地先
	藤ノ木台緑地公園	小浜市多田1号5番34他
	森川なかよし公園	小浜市生守41号32番他

(2) 市営体育施設（6施設）

区分	名称	所在地
体育施設	市民体育館	小浜市後瀬町第9号38番地
	中央グラウンド	小浜市後瀬町第4号6番地1
	野代グラウンド	小浜市野代第28号11番地
	武道館	小浜市後瀬町1番7号
	野球場	小浜市東勢第89号3番地の2
	総合運動場	小浜市口田縄第5号23番地

3 指定管理者が行う業務の範囲

(1) 業務内容

- ア 市営公園、市営体育施設の維持管理に関する業務
- イ 市営公園、市営体育施設の利用の許可および制限に関する業務
- ウ 市営公園で行う行為の許可に関する業務
- エ 利用料金の徴収に関する業務
- オ 有料施設の使用の許可に関する業務
- カ アからオに掲げるもののほか、市長が必要と認める業務

(2) 留意事項

業務の詳細は「小浜市営公園指定管理者に関する仕様書」、「小浜市営体育施設指定管理者に関する仕様書」(以下「仕様書」という。)に記載のとおりとする。

4 指定期間

令和9年4月1日から令和14年3月31までの5年間とする。また、再指定は妨げない。ただし、指定期間内であっても、市長が管理を継続することが適当でないと認めたとき、または緊急に施設を使用する必要があるときは、その指定を取消し、または期間を定めて管理の業務の全部もしくは一部を停止させることがある。

5 指定管理料

- (1) 市営公園、市営体育施設にかかる年間支出見込額から年間収入見込額を差し引いた額を上限とし、事業計画書において提案のあった金額に基づき、小浜市と指定管理者で締結する協定書で定めることとする。
- (2) 小浜市が指定管理者に支払う委託料
- | | |
|-----------|--------------|
| 年間支出見込額 | 86,181,000円 |
| 年間収入見込額 | 14,450,000円 |
| 年間委託額 上限額 | 71,731,000円 |
| 総額（5年間） | 358,655,000円 |
- (3) 協定書で定めた委託料は、原則として精算による増減は行わない。ただし、事故または自然災害、社会情勢の大幅な変化等に対応する必要がある場合は、双方協議により変更できることとする。
- (4) 委託料は、年度ごとに分割して支払うこととする。なお、年度ごとの委託料についても分割支払いすることとし、分割方法および支払時期については、小浜市と指定管理者において締結する協定により定めることとする。
- (5) 指定管理業務にかかる経費および収入の経理は、団体の他の業務にかかる経理と区分し、明確に管理すること。

6 利用料金

小浜市営公園の設置および管理に関する条例、小浜市営体育施設の設置および管理に関する条例に定める額を上限として、指定管理者が市長の承認を得て定める額とする。

指定期間中（令和9年4月1日から令和14年3月31日まで）の毎年度（毎年4月1日から翌年3月31日に終わる年度をいう。以下同じ。）の利用料金は、指定管理者の収入とする。

7 応募に関する事項

(1) 応募資格

小浜市内に事業所を有する法人その他の団体（以下「法人等」という。）であること。

(2) 欠格事項

ア 法律行為を行う能力を有しないもの。

イ 破産者で復権を得ないもの。

ウ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項または2項（一般競争入札の参加者の資格）の規定に該当するもの。

エ 地方自治法第244条の2第11項の規定による指定の取り消し等を受け

たことがあるもの。

オ 地方自治法第92条の1、第142条および第180条の5の規定に抵触することとなるもの。

カ 国税もしくは地方税または本市の徴収金を滞納しているもの。

キ 申請日時点において、地方公共団体の一般競争入札の参加停止または指名競争入札の指名停止等の措置を受けているもの。

ク 民事再生法（平成11年法律第255号）の規定による再生手続開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更正開始手続きの申立てまたは破産法（平成16年法律第75号）の規定による破産手続き開始の申立てが行われているもの。

ケ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団および同法第2条第6号に規定する暴力団員等。

（3）応募資格についての留意事項

団体については法人格を有しない任意団体でもよいが、個人は対象としない。

（4）募集要項および仕様書等の配布

ア 配布期間 令和8年9月1日（火）から

令和8年9月30日（水）まで（土日祝日は除く）

イ 配布時間 午前8時30分から午後5時15分まで

ウ 配布場所 小浜市経済産業部都市デザイン課（市役所2階）

（5）応募書類

ア 小浜市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例施行規則（平成17年小浜市規則第35号）第3条1項に規定する小浜市公の施設の指定管理者の指定申請書

イ 小浜市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例施行規則第3条第2項に規定する事業計画書（任意様式とする）

ウ 添付書類

（ア）定款、寄付行為、規約またはこれらに類する書類

（イ）法人にあっては当該法人の登記簿謄本または登記事項証明書、法人税納税証明書、消費税納税証明書

（ウ）法人でない団体の場合、役員の氏名および住所を記載した書類

（エ）指定申請書を提出する日の属する事業年度の前事業年度における貸借対照表、損益計算書その他財務の状況を明らかにすることができる書類

（オ）指定申請書を提出する日の属する事業年度の前事業年度における事業報告書その業務の内容を明らかにすることができる書類

（カ）その他市長が必要と認める書類（応募者が法人以外の団体でこれらの書

類が得られないときは、これに類する書類）を提出すること。

(6) 募集要項に関する質問

ア 受付期間 令和8年9月18日（金）まで（土日祝日は除く）

イ 受付方法 別紙「質疑書」により、電子メールあるいはFAXにて提出すること。

エ 回答方法 令和8年9月25日（金）までにFAXまたは電子メールで質問者へ回答するとともに、小浜市公式ホームページにおいて回答内容を掲載する。

なお、回答書については、この募集要項と一体のものとして、募集要項と同等の効力を有するものとする。

(7) 提出書類の受付

ア 受付期間 令和8年9月1日（火）から

令和8年9月30日（水）まで（土日祝日は除く）

イ 受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで

ウ 提出方法 小浜市経済産業部都市デザイン課まで持参すること。（郵送の場合は必ず書留とし、令和8年9月30日（水）必着とする。）

エ 提出部数 正本1部、副本1部（副本の添付書類は複写可）

(8) その他

ア 提出書類は、原則A4縦型とする。

イ 応募に際し必要となる費用は、応募者の負担とする。

ウ 提出書類は、原則として返却しない。

エ 応募受付後に辞退する場合は、所定の様式（変更等届出書）により届け出ること。

オ 提出した書類の内容変更については、提出期限経過後は変更できないこととする。ただし、選定委員会開催前において、誤字を訂正するため、その他やむを得ない事情があると市長が認めたときは、変更することができる。この場合、市が指示する期間までに行うこと。

8 指定管理者の候補者の選定および決定

(1) 小浜市公の施設指定管理者選定委員会（以下「選定委員会」という。）による選定

公正かつ適正に選定するため、選定委員会を設置し、申請者の中から適格者を選考し、指定管理者の候補者を決定する。

(2) 指定管理者の指定

指定管理者の候補者の選定後、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、指定管理者の候補者を指定管理者に指定する議案を市議会に付議し、そ

の議決を受けた上で、指定管理者を指定する。ただし、市議会の議決を経るまでの間に、指定管理者の候補者がこの募集要項に定める基本的事項に反したときなど、指定管理者に指定することが著しく不相当であると認められる事情が生じたときは、指定管理者の候補者の選定を取り消すことがある。

なお、上記ただし書きに該当する場合および市議会が議案を否決した場合においても、指定管理者の候補者が施設の管理運営の準備のために支出した費用や事業契約書の作成等に要した費用について、市は一切補償しない。

(3) 協定の締結

市長と指定管理者との間で、指定管理業務に関する協定を締結する。

(4) 選定の基準

小浜市公の施設の指定管理者の指定の手続き等に関する条例第4条の規定による。(別紙 小浜市指定管理者候補者選定審査評価表による)

(5) 選定の除外

選定委員会委員に選定を受けることを目的として不当な接触を行った事実が判明した法人等は、選定から除外する。

9 審査結果の公表

選定委員会での審査結果および市長の決定結果については、全ての申請者に通知する。

10 指定管理者選定等のスケジュール

- | | |
|--------------------|---|
| (1) 募集要項の公告および配布 | 令和8年9月1日(火)から
令和8年9月30日(水)までの
午前8時30分から午後5時15分まで
(土日祝日は除く) |
| (2) 募集要項に関する質問の受付 | 令和8年9月1日(火)から
令和8年9月18日(金)まで |
| (3) 指定申請書の提出締切り | 令和8年9月30日(水) |
| (4) 選定委員会による選考 | 令和8年10月下旬 |
| (5) 指定管理者候補者の仮決定 | 選考日以降 |
| (6) 指定管理者候補者との協議 | 令和8年11月中旬 |
| (7) 指定に関する議案を上程 | 令和8年11月下旬 |
| (8) 市長からの指定(議決後) | 令和8年12月下旬 |
| (9) 指定管理者との本協定締結 | 令和9年3月下旬 |
| (10) 指定管理者の管理業務の開始 | 令和9年4月1日 |

1 1 担当およびお問い合わせ先

(1) 市営公園

小浜市 経済産業部 都市デザイン課
新幹線・計画グループ
〒917-8585
福井県小浜市大手町6番3号
電話 0770-64-6025 (直通)
FAX 0770-52-1401
メール tosiseibi@city.obama.lg.jp

(2) 市営体育施設

小浜市 教育委員会事務局 生涯学習スポーツ課
スポーツ振興グループ
〒917-8585
福井県小浜市大手町6番3号
電話 0770-53-0064 (直通)
FAX 0770-52-1401
メール sports@city.obama.lg.jp

別紙 ※小浜市営公園および小浜市営体育施設指定管理者募集要項に関する 「質疑書」

小浜市経済産業部都市デザイン課 行き (FAX 番号 0770-52-1401)

質 疑 書

令和 年 月 日

小浜市長 殿

団体名
代表者名

担当者名
(電話番号 :)
(FAX 番号 :)
(メールアドレス :)

質問事項	具体的な内容